

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成24年12月11日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

12月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第54号所管分の審査	2
質疑（野口博委員、上村高義委員）	
議案第62号の審査	7
質疑（野口博委員）	
議案第63号の審査	8
質疑（藤浦雅彦委員、野口博委員）	
議案第66号の審査	12
補足説明（消防長）	
質疑（藤浦雅彦委員、野口博委員、上村高義委員）	
採決	14
閉会の宣告	14

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年12月11日(火) 午前 9時58分 開会
午前11時 3分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 三好義治	副委員長 上村高義	委員 藤浦雅彦
委員 南野直司	委員 三宅秀明	委員 野口 博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
市長公室長兼会計管理者 乾 富治	同室次長 山本和憲
秘書課長 池上 彰	
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野人士
防災管財課長 西川 聡	市民税課長 和田元伸
消防長 北居 一	消防本部次長兼消防署長 熊野 誠
総務課長 納家浩二	

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦	同局総括参与 野杖雄三
-----------	-------------

1. 審査案件(審査順)

議案第54号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第62号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議案第63号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議案第66号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走に入りまして、早10日が過ぎました。慌ただしい中、きょうは総務常任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました4件の議案について、ご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○三好義治委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は三宅委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第54号所管分の審査を行います。

本件について、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 おはようございます。

最初に15ページに緊急雇用創出基金事業補助金109万5,000円が計上されていますけれども、その根拠について、まず第1点をお伺いします。

二つ目は、21ページに市たばこ税大阪府交付金4,576万1,000円が

計上されています。平成23年度、平成22年分として、この間、法律改正に基づいて課税定額の2倍を超える分について大阪府に交付してきましたけども、今回のこの返還分についての背景について、ご説明いただきたい。

あわせて、市役所の食堂にまだ業者の自動販売機がありますけども、その辺の問題も含めて、現状どういうふうに動いているのかお聞かせいただければと思います。

二つ目は、人件費が削減されています。全課にかかわる問題でありますけども、今年の第1回定例会で条例改正がありまして、それに伴う減額補正であります。平成17年度の人勧に基づいて、全国的には平成18年度に実施ということありますけども、本市は平成19年度から実施をして、当時、人勧に基づいて、約8,300民間事業所、35万人の実態調査を行って、官民格差は0.3%前後だということのを参考にしなごら、給与体系そのものを本格的に解消しました。

そのことによって、0.3%じゃなくて、たくさん差が出たということで、今日までその差額について保障するという措置がなされてきましたけども、今回、2年間で廃止をしていくということでの今年度分の補正予算であります。

この問題に対して、この間の経過についてきちっと報告していただきたいのと、影響を受ける職員の割合、3月の議会での副市長の説明では、約2割とおっしゃってますけども、どのくらいなのか。あわせて本市の場合は、近隣各市と比べても地域手当の問題がいつも論議されています。この辺の取り組み方について、現状どうなのかということもあわせて、この際、お聞かせをいただきたいと思ひます。

三つ目は、7ページに債務負担行為で

建物等総合管理事業で3億6,287万円、電気保安業務委託事業で3,878万円が計上されてますけども、その中身についてお聞かせをいただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず1点目の緊急雇用創出基金事業補助金の件でございます。

これは歳出は予算書では、公共下水道事業特別会計の繰出金に当たっておりますが、公共下水道特別会計において、工事台帳の整理事業というのを現在も緊急雇用創出基金を使いながら、継続して行っております。

ただ、この事業は、思いのほか進捗が思わしくなく、雇用期間が11月末ぐらいに切れるということでございまして、この事業をさらに延長したいということで、大阪府に申し入れを行いまして、年度末までこの事業について拡大を認めていただいたということがこの補正の発端でございます。

次に、3点目の債務負担行為でございます。

まず、建物等総合管理事業でございますが、これは庁舎をはじめ、たくさんの箱物の施設がございます。今回、予算計上いたしておりますのは、59施設でございますが、種々ございまして、例えば、消防設備の点検業務でございますとか、エレベーターもついていますのでエレベーターの保守点検でございますとか、こういう性質のこまごまとした委託事業を施設をくくることによって、スケールメリットを発揮し、経費の節減に努めるということで、スケールメリットが発揮できるような性質の委託を集めてきて、建物等総合管理ということで、契約をしてまいりたいということの補正でございます。

もう1点、電気保安業務でございます。この施設数として、33施設でございます。これも庁舎等、箱物には電気保安業務が必須でございますので、これもスケールメリットが発揮できるということで、今回、債務負担行為をあげさせていただいて、長期継続契約を結ばさせていただきたいということでございます。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 市たばこ税大阪府交付金につきまして、ご説明いたします。

本件につきましては、11月中旬に大阪府から市に対して説明があり、その内容は総務省から市たばこ税府交付金の算定において、全国のたばこ消費基礎人口の求め方が法令の解釈と異なっているとの指摘があり、適用される平成23、24年度交付金を再算定すれば、課税定額が減少し、府への交付金が増加するので、不足分の追加交付をお願いしたいとのことでした。

交付金につきましては、交付決定通知作成時に府と内容を協議し、確認の上、算定をしておりますが、総務省が改めて見解を示されたこと及び府下で交付金を交付している他の1市2町も同様の対応をするところから、市として再算定を行いましたところ、平成23年度交付分で2,479万9,000円、平成24年度交付分で2,507万1,000円の合計4,987万円の差額が生じたので、6月補正分の執行残額410万9,000円を差し引きました4,576万1,000円を予算計上いたしました。

○三好義治委員長 市たばこ税に関して、自販機云々の質問もあったので、答弁してください。

有山部長。

○有山総務部長 現在、食堂にあります

たばこの自販機につきましては、防災管財課に届けが出ておりまして、その変更についての届けが出ておりませんので、現在も設置をしている状態でございます。

なお、あそこに置いております業者からと思われる市税につきましては、現在、11月までの分と言いますと、通常の税収しかあがっておりませんので、特別に納付があるという状況ではございません。

○三好義治委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 人事院勧告に基づきまず現給保障制度の段階的廃止に基づきまず補正予算のところでございます。

これまでの経過というところでございますけれども、委員おっしゃっていただきましたとおり、平成17年度の人事院勧告に基づくものでございまして、この際、官民給与格差0.36%の解消ということで、2年ぶりの給与の引き下げとそれと期末勤勉手当は、逆にこの官民格差の部分で0.05か月の引き上げということが同時に行われております。

この人勧の際に、約50年ぶりに給与制度の抜本の見直しというものが行われました。これは何かと言いますと、給与の水準そのものの引き下げ、それと本市でも問題になった地域手当の創設、それと給与の上昇カーブと言いますか、そのあたりの若干の是正化と言いますか、そのあたり、それと勤務実績を給与に反映できるようにというところの部分、このあたりが大きな改正のポイントになっております。

本市は、平成17年度人事院勧告に基づきまして、平成19年度から実施をいたしておりますので、この際、終期と言いますか、いつまでというのは明記されてなかったんですけども、平成23年度の人勧におきまして、2か年で廃止、本市の場合は3か年を経て平成25年度で廃

止ということに決定をいたしております。

今年の第1回定例会で条例改正の手続はさせていただいたんですけども、予算への反映が期限的に間に合わなかったということで、現在、補正ということになっております。

人数的には、一般会計で103名、国保特別会計が2名、下水道特別会計が1名、水道事業会計が8名、介護保険特別会計が1名、合計115名の者がこの現給保障の廃止の対象になっております。

これを4月1日の649人という数字で割り戻しますと、約17.7%、2割弱ということの数字になるというふうに思います。

この際に調整手当から地域手当になりました、10%から6%と本市の場合は近隣市に比べますと4%ほど低くなっているというところは、当時から非常に問題になっておりまして、このあたりの考え方というのも国のほうにもお伺いをしてきた経過があるというふうには思いますが、なかなか本市の考え方というのは、国のほうでは認めていただけなかったということがございます。

この4%というのは非常に大きいというふうに私も認識しております。ですから、このあたり給与、職員数、やはり人件費の削減というところの部分を考えるに当たりましては、4%というのは非常に大きい部分がありますので、一定、考慮と言いますか、踏まえなければならないというふうには考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最初の工事台帳整備事業の問題ですけども、11月末の予定で取り組んだけれどもまとまらなかったということで、延長していきたいという中身がありますが、なぜそうなったのかというのが見えませんが、総務常任委員

会ですから、その範囲で少しご説明いただければとお願いいたします。

市たばこ税の問題は、わかりました。

建物等総合管理、電気保安の問題ですけれども、これは今回、債務負担行為で出ておりますけれども、業者決定入札などはどうされるのか、どういう工夫をされるのかというのをご説明をいただければと思います。

人件費の問題についてです。全職員の17.7%が影響を受けるということがあります。3月の第1回定例会で条例改正が可決をされて、一定、職員の中でも通達とか、お知らせとかやっているかもわかりませんが、その辺の職員に対する徹底と言いますか、それはどうされたのか教えていただけませんか。

地域手当の問題であります。少なくとも、同じ土俵で人件費の問題についても論議をしていくという条件整備は必要でありますし、今、課長がおっしゃったように、そういう立ち位置は一緒ですから、努力をしていただきたいということで、お願いしておきます。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 まず、1点目の下水道の工事台帳の件でございますけど、どういう作業をやっているのか申し上げますと、工事の内容が紙ベースでございます。その部分を新規に雇用した職員でもって、コンピューターに入力をする作業をしていただいています。これは直営で、臨時職員を雇用して行っているところでございます。

当初、計画は11月末をもって完成するというところで、大阪府に申請してまいりました。原課のお話を聞きますと、当然ながら入力するにも工事の内容とか、その辺をしっかりとった上で作業を進めていかなければならない。結構、そうい

う内容を教えるのに手間がかかるということ聞いております。事業がなかなか進捗しないということ聞いておりましたので、大阪府に対して変更の申請が可能かどうか、そういうことを確かめまして、継続した雇用の人を再度雇用するのじゃなく、新たにまた雇用を求めていくのでしたら、認めますというようなお話がございましたので、今回、補正をさせていただいたということが中身でございます。

続きまして、債務負担行為であげさせていただいた建物等総合管理の今後の契約のやり方ということでございますが、基本的に、現在、原課のほうから仕様をとっております。仕様をとりまして、基本的にはこれは指名競争入札、ビルメンテナンスですので、当然ながら、実績というのも重要視してまいらなければいけないというふうに考えております。その辺の実績も十分加味しながら、指名をさせて入札に乗せるとこういうことで、できましたら、平成25年度の当初予算に反映できるようなスピード感を持って契約事務に臨んでまいりたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 これまでの職員に対する周知というところでございますけれども、この現給保障の制度がスタートした段階から、毎回の給料の辞令の際、いただきます給料の比較のところに、現給保障をされている額と、実際、新しい給料表で置きかわっている額と、両方併記をしております。毎回、どれだけの差があるかということがわかるようになっております。

それと、この廃止に向けては、平成24年度の予算執行の説明会の段階で、3か年をかけてその保障制度については、

廃止をするということの周知はさせていただいております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 債務負担行為の問題で、少し意見だけ言っておきます。

先日のトンネル事故から改めて、戦後日本の国土としての老朽化問題について、いろいろなご意見が出ています。

設備の点検だとか、保守点検だとか、いろいろな説明されましたけども、別問題かもわかりませんが、そういう施設の傷みぐあい、劣化問題という今風の課題について、そういう視点も含めて、総合的に要所を決めていくという中できちっとしていただければというふうにご意見申し上げておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

上村委員。

○上村高義委員 今の債務負担行為で若干つけ加えて質問させていただきます。今の説明では、59施設の建物を総合管理していくんだという説明でありました。5年間で3億6,287万円ということ、年間になると7,257万4,000円になるということでもあります。

そうした場合に、平成25年度のその建物総合管理事業の予算というのは、59施設に分けてあちこちに予算計上されるわけですね。我々議員としては、この5年間の3億6,287万円もチェックしなければならないんですけども、年間7,257万4,000円がどういう形で使われたのか分かるようにしてもらわないと、予算書の全部ページをめくって、集計して7,257万4,000円になるかどうかチェックしなければならないんです。

そういった意味で、この建物等総合管理の対象施設が、どういうものかというのを、今、二つぐらい言いましたけども、

あと57施設あるわけです。それがどれかというのは我々把握してないので、それはきちりわかるようにしてほしいということと、そして中身、野口委員から今、老朽化問題があって、こういったことも視点に入れてほしいという要望がありましたけども、そういったことも入れるのか入れないのかということもありますし、こういったことを管理委託するのか、そういうこともきちり明確にしてもらって、来年度予算にどう出るか、我々チェックしなければならない立場なので、それがわかるような形にしてほしいと思うんですけども、今の段階ではどういうふうを考えているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 今回、債務負担行為をあげさせていただいた額は、あくまで限度額でございます。今後、先ほども答弁しましたとおり、できるだけ平成25年度の当初予算に間に合うスピードで契約をすれば、平成25年当初予算に対して、それぞれの施設に振った数字が出てまいるというふう考えております。

以前も、上村委員から指定管理の問題等、非常にわかりにくいのではないかとのご指摘をいただいておりますので、その辺、予算書上の表記、これは各常任委員会でもまた審査をいただくわけですが、その辺も工夫をしながら、よりチェックをしていただくような形にしたいと考えております。

あと、内容についてなんですが、これも建物の施設に着目して、例えば、庁舎総合管理委託料とすると、そこにエレベーター委託料があり、例えば消防設備点検委託料があり、窓ガラス清掃委託料があると、非常に内容が細かく分かれております。その辺が全てを出してい

くのがよいのか、あるいは施設ごとに管理すべき委託料は、このぐらいかかっておるといふ形で、予算上表記するのがよいのか、この辺についても今後検討させていただきまして、表記について考えてまいりたいと思います。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 僕が言ったことを理解しての答弁だというふうに理解してはいますが、我々、チェックする側としては、よりチェックしやすいような形でぜひ出していただきたいということと、これは委員長に要望しておきますけれども、できましたらそういう添付資料で説明等々が一覧でわかるように、ぜひ、お願いしたいと思っています。

それと、やはり今、庁舎の外壁改修をしておりますけれども、管理の中にその外壁の劣化状況等々もきちっと点検してもらうような仕組みにしておかないと、突如、壊れましたということでは困るので、その建物管理をするところには、そういったこともちゃんとチェックして報告できるような仕組みにしておかないと、早目の予算設定というのが、非常に突発的な予算設定となるのが懸念されますので、そこら辺も重々注意してやっていただきたいということを要望しておきます。

○三好義治委員長 上村委員から委員長に要望されたので、私のほうからも要請しますが、もともと債務負担行為で、この建物等総合管理事業ということで59施設を一括であげていることそのものに対して、私、意見ありますけど、今言っているような形の中で、今後、予算に反映された段階で、改めて一括で総務常任委員会に書類を提出することを、私のほうから要請しておきます。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第62号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 この市税条例の一部改正は、次の3点が中心であります。

一つは、市税にかかわる納める側の不利益処分等についての申し立てにかかわって、行政手続条例に基づいて理由をきちんとしてくださいと。

もう一つは、肉用牛の売却によって得た利益についての牛の頭数の引き下げということ。

もう一つは、退職所得に係る個人市民税の税額控除について、退職所得を得た年に税金を納めるということになってきて、その関係で、本来ならば住民税は翌年に支払うということから、昭和42年から1割税額控除というのがなされてきました。これを廃止をするという3点であります。

当然、国の地方税の改正ですから、自治体として拒否できない性格の問題でありますけれども、そういうことを前提として、3点お聞かせいただきます。

なぜ今回改正になったのかというその背景、もう一つは、影響額など、3点目は使い道について国からどういってお話があるのかという3点について、ご答弁いただければと思います。

○三好義治委員長 和田課長。

○和田市民税課長 まず、改正の根拠でございますけれども、このたびの改正につきましては、平成23年度の税制改正、

この内容が国会との情勢によりまして、年度内成立できなかったため、平成23年の最終的には11月に成立し、その内容が決定されたわけでございます。

全てこの3点につきましては、平成23年度の税制改正の内容に基づくものとなっております。

次に、市税に対する影響でございますけれども、3点目の市民税の分離課税に係る所得割額の特例につきましては、年度間におきまして、この10%控除の対象について、かなり変動がございます。過去3年間を見ましても、2,400万円から4,000万円ということで推移をしておりますので、この特例が廃止されることによる市税の増収分は、その約10%強ということになりますので、250万円から400万円程度の増収が期待できるのではないかと考えております。

次に、用途につきましては、平成23年度の税制改正が審議されている過程で、3・11の東日本大震災が発生いたしました。平成23年度の税制改正が年度内に成立しなかったという流れも合わせまして、市民税の分離課税の特例の廃止につきましては、19兆円の復興対策予算の一部として、地方公共団体の減災・防災事業に8,000億円の枠をつくるということで予定をされておったんですけども、前回の条例改正でお願いいたしました市民税の均等割の500円の値上げ分、これでは8,000億円に対応できないということで、市民税の臨時増税分以外に、今回の措置につきましては、恒久措置となっておりますけれども、当初10年間、全国で170億円の増収ということで10年間で1,700億円、これを地方公共団体負担分として充てるということで決定されたということでございます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第63号の審査を行います。

本件についても、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 一つだけ質問させていただきたいと思います。

公営住宅法の改正に基づいて、今回の改正ということで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が改正されたということに基づいて、3段階に分かれて改正されているということで、本市のこの条例につきましても、過去に平成24年6月29日、それから平成24年3月30日と改正されてきています。

今回は、整備基準の改正ということになってますけども、整理をさせていただく意味で、経過を追って、もう既にこの委員会では議論されていることだと思いますが、私は今回からということですので、ちょっと前段の部分も踏まえて整理させていただきたいと思います。ちょっと説明をお願いできますでしょうか。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 市営住宅の条例に関しましては、昨年3月に三島団地の建設がございまして、それにかかわりまして、従来の鯨生野団地、鳥飼野々団地の廃止と、それから三島団地の追加でございました。それにかかわりまして、この公営住宅法の見直し、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための

関係法令の整備についてということで、公営住宅法の改正に伴って、公営住宅法に文言がございました文言が削除となり、地域の自主性ということで、本市条例に追加記載するものでございますが、その昨年、三島団地の建設がございましたので、そちらの入居に関しまして、まず、収入基準につきまして、前回、条例の中で追加させていただきました。

それは、当面、三島団地の入居者の資格を縛るものになりますので、そちらのほうでさせていただいたのですが、今回、条例の改正をあげさせていただきましますのは、市営住宅の整備基準についてということで、そちらのほうも公営住宅法の内容で削減となりましたので、今回、条例の中に追加させていただくという改正の内容となっております。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

野口委員。

○野口博委員 市営住宅の条例改正ということでありますけれども、今議会、いろんな条例改正もあります。そのもとには、ご承知のとおり昨年8月の第177通常国会で成立した地方分権第二次一括法の成立に伴うということであります。

我が党は、国会の場で、この地方分権の一括法について反対いたしました。それはどういう理由かと言いますと、国民の生活と権利に広範囲に影響を与える法案について、わずかな時間でしか審議しなかったというのが一つあります。中身としては、今日の貧困社会の状況をつくってきた、いわゆる構造改革路線を踏襲したものであるということです。

同時に、国の責任で守るべきこの最低保障、ナショナルミニマムを、社会保障をはじめ各分野で放棄をしていると。そういう点では、国民生活を支えるサービスの低下につながるということで、反対

をいたしました。

中身としては、あわせて地方自治体にさまざまな権限移譲を押しつけようとしています。義務づけ、枠づけの見直し、条例制定権の拡大によって、そのいろんな整備基準だとか、いろんな問題について、従うべき基準、標準、参酌すべき基準の三つに分類して、条例に委任化するというのをやろうとしています。こういう点では、保育所の居住面積の緩和ということありますけれども、どんどん国の責任が放棄され、自治体の裁量でどうにでもできるというこういう部分も入っているわけでありまして。そういう点からして、国会の場でそういう態度をとったわけでありまして。

しかし、自治体の中では、法律に基づいて条例を規定するわけでありましてから、そういう中で、まずお聞きしたいのは、この参酌すべき基準について、どういうふうに理解をされているのかということでもあります。

パソコンで見えますと、いろんな条例についての説明文の中で、参酌についてこういうふうに言っています。どちらかという問題とされるいろいろな事情、条件等を平面的に参照するという感じを出す場合に、多く用いられますという説明をされているところもあるわけです。

国がそういう姿勢で来ておりますので、今の基準だとか、いろんな条例の中身について、低下させないために自治体としての立場が特に大事になっていると思います。そういう点で、この三つの基準の受けとめについて、どういうふうに思っているのかということが1点です。

そして、市営住宅条例の改正について、直接的にいろんな基準について規定しています。当然、公営住宅法の関係で、現状、動いておりますけれども、この文言と

してはいろいろな例えば集会所だとか、廊下だとか、いろいろな場所について確定されて、文書があります。具体的にどういうふうにするのかという問題があります。先ほど申し上げましたそういう立場を堅持して取り組みを進めていただきたいと思いますんですけども、今後、具体的にどういうふうに進めていくのか、以上2点についてお答えいただきたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 野口委員のご質問、参酌基準についての考え方、それから、今回の条例の内容に伴いますそれぞれの基準についてのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、条例改正につきまして、地方の自主性を尊重したということで、参酌基準があるんですが、参酌できるものとして、後ほどの基準のほうにも当たるんですけど、例えば、気候や風土、それからそれらの条件から市が独自で決められることができるという文言もございます。

それから言いますと、もともとの公営住宅法で決められている基準の中から本市が逸脱しているものではないと考えていまして、結局は、公営住宅法、今回、国交省の省令になるんですが、そちらの文章をそのまま持ってきたという形に今回させていただきます。

それから、旧の基準につきましては、実際にこの条例の下にそれぞれの基準がございます。旧の基準につきましては、国交省の告示のように規定されてまして、既に建てられています三島団地につきましては、それに基づいて建設しております。しかし、その後、先ほども言いました整備基準が参酌基準化されたことに伴いまして、従来告示基準が国交省からの事実的助言という形で公共団体には通知されております。その助言につきまし

ては、あくまでも目安ですが、先ほども申しましたように、気候とか風土、住宅事情を勘案して定めるとしておりますが、本市においては特異な条件ではないことから、また、近隣市、それから大阪府の規定を参考に、この基準を採用して、今後、要綱の策定を進める予定にしております。

ちなみに、この基準につきまして、住宅の品質確保の推進に関する法律ということで、評価方式基準を採用しております。その等級を示しております。何等級にするかというのを基準に示しております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 なかなかわからん部分がありますけど、要は国のそういう立ち位置がありますので、自治体としてはよりいろいろな諸問題に対して、条例で委任化して、自由に何でもできるという立場になるわけです。その場合に、そういう三つの基準を設けてやるということで、条例化がなされていると。そういう点で先ほど申し上げたように、自治体としてどういうふうの中身を決めていくかという立場は大事だと思っています。

単純に何でもできるから、一応、基準はありますけども、質の低下だとかを含めて、現状よりも少なくとも悪くならないような立場を持たなければならないと思いますけども、その点でどういうお考えなのかということをお尋ねしているわけで、お答えをいただきたいと思います。

それで、条例改正でいろんな施設に言及しています。条例改正の参考資料もありますけども、いろんな建物の中の施設の部位について条項で規定しています。例えば、住戸内の各部だとか、共用部分だとか、附帯施設、児童遊園と、いっば

い出ています。具体的にどういう施設内容に、寸法も含めて、そういうことはどういう流れで進めていくのか。というのは、市営住宅条例の要綱を見ても、具体的な設備基準はないわけです。今、説明があったと思いますけども、具体的に進めていくためには、どういう流れを持っていくのかということを知りやすい説明をいただきたいと思います。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 まず、三つの国が示しておる、従うべき基準、標準、参酌すべき基準、この三つについてどのように市としては考えているかということをございます。

このもともとの地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の根本は、各地域がそれぞれ創意工夫を凝らして自立を目指すということが根底にあるというふうに考えております。

いわゆる義務づけ・枠づけの見直しということで、第一次の一括法の中では、そのような文言がうたわれております。第二次につきましては、地域主権戦略大綱を踏まえて、関係法令の整備を図るという内容になっておりまして、この第一次が42法律、第二次が188の法律を改正し、基礎自治体への権限移譲、義務づけ、枠づけの見直し、条例制定権の拡大というふうな内容となっております。

これには、過去にこの言葉が正しいのかどうかちょっとわかりませんが、日本の農政を痛烈に批判する言葉として、農家は保護したが、農業は育ててこなかったというような表現、これは事実かどうかは別にして、地方制度の運営についても同様の構図が、基本的にあったのではないかというのがこの法案の裏の部分にある部分でございまして、地方自治を育

ててこなかった反省ということから、分権改革が推し進められてきております。背景にはこういうものがございます。

それから三つの基準でございまして、従うべき基準というものにつきましては、国が基準を定めるのではなく、基礎自治体が定めるというふうに決められておりまして、そういう点では意義があると考えております。

また、標準とされておるものでございまして、これにつきましては、過去に合理的な理由があれば、地域の実情に応じた基準を定めることが、今回、可能となったものでございまして、国が定めた標準というものが合理的であるのかどうか、現実に法律に照らしますと、何十年も前に定められた基準が、現在もなおそのまま生きているというものがございまして、これをそのまま踏襲することが本当に合理的なのかどうかということがございまして、この標準について、地域の実情に応じたものを定めることが可能とされております。

また、今回の住宅条例もそうなんですけど、参酌すべき基準ということで、これは逆に言いますと、参酌した上であれば、つまりそれらの国が定めているものを参考としたという意味でございまして、参酌した上であれば、地域の実情に応じた基準を定めることが可能とされております。このようなことから言いますと、非常に大きな責任が基礎自治体に移譲されてきたというふうに考えております。

ただ、私どももそのことについて、かなりの能力を問われることにはなりますが、能力を持った上であれば、国が定める基準以外に、みずからの自治体の基準を定めることができるというふうな内容であるというふうに考えておるところでございまして。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そういう立場で頑張っていたきたいと思いますが、いろんな条例改正が伴うこともありますし、権限移譲等の中身によっては人的な配置もプラスで必要になろうということもありますし、そういう点で、実情に応じて国に対してちゃんと言っていたとすることはお願いしておきたいと思えます。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

補足説明を求めます。

北居消防長。

○北居消防長 それでは、議案第66号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料、条例関係の18ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

今回の条例改正の概要は、退団される消防団員の方を機能別OB消防団員として再任用するため、消防団員の定員を改正するものでございます。

この増員の目的は、消防団員のサラリーマン化が進む中、昼間帯の地域消防力を強化するための施策として、また数々の火災現場経験を持っておられるベテラン消防団員から後輩団員への知識や技術の伝承といった課題にも対応するための施策であります。

改正の具体的内容といたしましては、摂津市消防団条例第3条につきまして、

現行条例410人と定めております消防団員の定数を440人とし、第3条第1項第2号で定めております従事すべき消防事務の範囲を限定して任用する機能別消防団員を50人から80人とし、30人増員いたすものでございます。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第66号の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 この機能別消防団員の人数を50人から80人ということで、先ほどご説明がありましたけども、この機能別消防団員が退職をされて、OBになって、なおかつ機能別消防団員として残るというふうに解釈をすればいいのかどうかということをお聞かせください。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 まず、機能別OB団員についてのご質問でお答えいたします。

まず、このOB団員につきましては、今年度に退職された消防団員に限って、OB団員として、次の年からOB団員として機能別消防団員として迎える制度であります。

○三好義治委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 今、ご質問の機能別消防団員から機能別消防団員というご質問ですが、今回の定数の変更については、基本分団である29分団の中の方からやめられた団員の中で、任意でご協力いただける方に、各分団の所属のところで、またもう一度、昼間帯に活躍いただけるようなお手伝いをいただくという基本概念でございます。

機能別分団として、今、3分団ありま

すが、そこの団員の方については、やめられたら、そのままその時点で退職ということです。

今地元でおられる基本分団、29分団の中の退職された中で、協力いただける方とご理解していただきたいと思います。
○三好義治委員長 基本分団を退職されてOBになると、それが機能別分団員という名称に変わるということで、そういったことでよろしいですね。

ほか質問ありませんか。

野口委員。

○野口博委員 最初、消防職員のOBと思っていたんですけども、そしたら、消防団員が退職する場合の条件は何ですか。また、OBとして再登録していただいて頑張っていたとこの辺のやめてまた云々という流れが理解できないんですけども、わかりやすい説明をいただきたいと思います。

○三好義治委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 摂津市内に29の基本分団があるんですが、各分団によって、定年とかが60歳越えてもやっておられる分団もありますし、45歳ぐらいで定年を迎えて、その分団を退職される方も地域の分団によってございます。

その中で、今、分団員のなり手の方がないというところもございまして、60歳になってもまだ家の近くでいらっしゃったら、日中、サラリーマン化されている消防団員で人数が少なかったら、1人でもサポートしていただいたり、また技術的なご指導をしていただけたら、災害時のみの活動ということで、通常の訓練、出初め式には関係なく、地域の分団で、地域のところで、60歳の方もいらっしゃいましたら、55歳、45歳の方もいらっしゃいます。そこで残られる方で任意のもとにお手伝いに来ていただくという

ことが基本概念でございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 機能別消防団と基本分団との差というのは何かということが気になるんですけども、基本分団の消防団員は365日、24時間、いつでも火事があったら出る体制をとっているということになりますけども、機能別分団については、その辺のしぼりがあるということが非常に気になるんですけども、前はある時間規制がありました。この時間が対象だということも耳にしていたので、そのことの違いは、消防団はいろいろ地域の活動にも出ますし、非常時の365日、24時間、いつでも出動できる体制をとっているということでありまして、機能別分団になっても、そのことは変わらないのかということですか。

○三好義治委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 消防団条例によりますと、第3条第2号では、従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される消防団員を機能別消防団員といたって、今現在、ダイキン工業様、カネカ様、芦森工業様で車両と一緒に機能別消防団員として、時間を日中の会社の仕事に従事している時間帯としておりますが、今回のOB団員制度につきましては、その時間として、通常、月曜から金曜の昼間帯を想定して、団員のいない時間の補強としていらっしゃるということで、ひよっとしたら、それは深夜の時間帯に近所であれば、出てこられる場合もあろうと思えますけども、通常、昼間帯、手薄な時間帯の基本分団の団員のサポートなり、支援なりをしていただく、でも夜中になってもひよっとしたら、出ていただける方がいらっしゃいましたら、それはそれでまた支援していただくOB団員になるかと思えますけども、基本はサラリーマ

ン化でちょっと手薄な時間である昼間帯のところ、地域の分団の方のお手伝いをさせていただき、ご支援していただくというご理解をお願いしたいと思います。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 ということだと、機能別分団という団じゃなくて、今、消防団があって、あなたが機能別分団員ですよというふうな指名の仕方というふう理解すればいいんですね。そうじゃなかったら、消防長がおって、消防団長がおって、指揮命令系統があった場合に、A消防団があって、その横に機能別消防団があったら、指揮命令は、これは違ってくるんです。そうじゃなくて、A分団の中のあなたは機能別消防団員ですとお願いして、その指揮命令下に入るという理解でいいんですね。

○三好義治委員長 熊野次長。

○熊野消防本部次長 今、ご質問のとおり、各分団には分団長、副分団長、部長、班長、団員と階級がございます。その中でOBになられた方でご協力いただける方は、機能別OB団員としてご協力いただきますので、その分団の分団長の指揮命令下で活動いただけるものと思っております。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 休憩)

(午前11時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第54号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時3分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 三宅秀明